

第4章 阪神・淡路大震災の教訓を生かした防災対策の推進

このところ、近畿地方では比較的地震が少ない時期が続き、今回の被災地でも昭和27年の吉野地震で震度4を記録して以来、大きな地震は皆無であった。こうした中で、突然に襲った激震は、現代日本の大都市部における直下型地震として、過去に例を見ないものであったうえ、地震に対する意識や備えが十分ではなかったこともあって、結果的に5,000人を超える犠牲者を出すなど、大きな被害をもたらした。まずもって、このことに対する厳しい反省が必要であり、阪神・淡路大震災は、その被害の大きさとともに、防災対策上の新たな問題を数多く提起した点でも、わが国の災害史に永く記録される地震となろう。

この地震の教訓をいかに正しく学び取り、将来に生かしていくかということが重要であり、ソフト・ハードの両面から、災害に強い豊かなまちをつくりあげていくことは、われわれに課せられた大きな使命であるといえよう。そうした認識のもとに、今回のケースを分析して、反省点を明らかにするとともに、今後の防災対策に向けたいくつかの課題を抽出することによって、今後に向けた教訓としていかなければならない。

まず、こうした大地震の被害を最小限に食い止めるためには、平時からの予防対策をベースに、いかに迅速、的確な応急対策を講じるかということがポイントとなる。その基本となるのが地域防災計画であるが、本県では昭和62年に、震災対策計画編を本編とは別に作成するなどそれなりに地震対策は講じてきた。ただ、南海地震、北但馬地震など過去に起きた地震をベースにしているため、震度5～6は想定していたものの、今回のような県庁所在地周辺での直下型大地震まで想定していたわけではない。また、災害対策本部が機能しない場合に、その代替機能をいかに確保すべきかといった視点も欠落しており、マニュアルにない事態の発生に、一時的にせよ、十分な対応ができない状況に陥った。こうした経験から、地域防災計画が“災害に強い安全なまちづくり”を目指し、防災対策をハード、ソフトの両面から総合的に展開するための指針として、より具体性、即応性を備えた計画となるよう、平成8年3月を目途に計画の改訂を進めている。また、その一方で、ホットラインや迅速、的確な災害対策に役立つ災害対応総合情報ネットワークシステム等施設・設備面の充実、防災要員の24時間体制や広域防災体制づくり等迅速な災害応急活動体制の確立、災害救援専門ボランティアの組織化等災害応急対策への備えの充実など可能なところから防災対策の推進を図っている。

1 地域防災基盤の整備

今回の震災は大都市を直撃したということもあって、電気、水道、ガスなどの被害が広範囲にわたるとともに多数の建築物、新幹線、高速道路、新交通システム、都市間交通・地下鉄などが損壊し、生活必需基盤（ライフライン）が壊滅的な打撃を被った。

こうした教訓を踏まえ、災害による被害を防止し、または最小限に抑え、迅速、的確な復旧を図りうる堅牢でしなやかなまちを構築するため、県土保全対策の徹底と建築物や道路その他の構造物の耐

震性、耐火性の強化等を基本に、特に都市部では、自然との共生に配慮しながら、道路、河川、公園等の都市基盤施設等をゆとりとうるおいのあるアメニティ豊かな空間として整備し、防災基盤の充実を図る。

(1) 防災機能の強化

都市部では緑地帯や遊水空間を広げるとともに、河川や道路を軸とした広域防災帯を整備することにより市街地をブロック化し、その中の都市公園等のオープンスペースを活用した防災拠点づくりや市街地の不燃化等を推進する。また治水施設の整備をはじめ、山地部では治山・砂防設備、海岸部では海岸保全施設等の整備を推進するなど、県土の防災機能の強化を図っている。

なお、遊水空間の整備にあたっては、水害についても十分考慮する。

(2) 公共施設等の耐震性の確保

今回の震災を教訓として、庁舎、病院、学校等の公共建築物や重要な交通施設、防災施設については、被災した場合に生じる人命への影響、防災活動や地域の諸活動への影響等を考慮し、耐震性を確保し、とりわけ昭和54年以前の基準により建設した橋梁、昭和56年以前の建築物については、計画的に耐震性を高める。なお、県本庁舎については、10月から改修に着手している。また、既存の住宅等については啓発活動をさらに強化するとともに、市街地整備等の際には、建築物の耐震改修の促進に関する法律をもとに耐震性の向上を促進する。

(3) 多元、多重の総合交通体系の整備とライフラインの確保

防災性を高めるため、耐震性を備えた港湾施設を整備するなど災害に強い海上交通網の確保を図るほか、格子型の高規格道路網とそれを補完する一般幹線道路の整備により代替性の高い交通ネットワークの確保を図る。

さらに、陸、海、空にわたり、相互にバックアップが可能な多元、多重の交通ネットワークを形成し、災害時のフェイル・セーフ機能の確保を図る。

また、こうした幹線道路等の地下空間を活用し、共同溝や電線共同溝等の整備のほか、緊急時の水需要にも対応しうる大容量送水管、隣接市町や大規模水道間の連絡管の布設等、耐震性、代替性を備えたライフラインの整備を検討する。

2 防災施設の整備

災害対策本部を設置した前後から、被災状況等災害情報の把握に努めたものの、それは極めて困難であった。一般加入電話は回線輻輳（ふくそう）、故障等に加え、全国から災害対策本部事務局あての電話が殺到したことから、関係機関との情報交換にほとんど利用できない状況に陥った。加えて、兵庫衛星通信ネットワークシステムが電源故障のため一時不通になったほか、消防庁との防災無線も受信装置室の損壊により不通となり、初期の段階では、マスコミ情報に頼らざるを得ない状況であっ

た。

また、県内の消防ポンプ自動車、救急車、防火水槽など消防防災施設及び設備の水準は、全国平均を上回っていたものの、今回の震災では各所で発生する火災に消防ポンプ車が足りなかったうえ、水道が広い範囲で断水したことから、火災がどんどん広がっていった。

こうした教訓を踏まえ、県、市町等の災害対策拠点において、本部室の充実、情報通信システムの多重化等の機能強化を図る。また、地域防災の拠点施設を整備するほか、消防設備や防災資機材等についても、計画的な整備を図る。

(1) 災害対策拠点の整備

ア 県庁舎及び要員待機施設

県庁舎の災害対策本部室について必要な機能を備えた専用室を整備するほか、将来的には災害対策用庁舎の設置についても検討する。また、防災要員の待機宿舎等の整備についても検討を進めている。

イ 情報通信機器

既存の衛星通信ネットワーク、行政無線、行政電話等に加え、市町、警察、自衛隊、海上保安庁等とのホットラインを設置したほか、ヘリコプターテレビ画像伝送システムや固定監視カメラ画像伝送システムの導入を検討するなど、有線、無線、衛星を組み合わせた多重の情報通信システムの整備とその効率的な活用を図っている。

また、災害に関する各種情報を収集、解析することにより、迅速、的確な災害対策に資するため、災害対応総合情報ネットワークシステムの整備を進めている。

このシステムは、震災の教訓をふまえ、市町・消防本部、関係公共機関、各市町に設置予定の計測震度計等からの情報収集とその解析を通して迅速、的確な応急対策の実現に資するとともに市町災害対策本部や公共施設等の避難所との情報交換を円滑化し、救急救援活動を支援しようとするものである。機能面では、より迅速な情報提供、迅速・的確な災害対策支援、よりわかりやすい情報提供災害情報作業の高度化、市町の災害対策支援、誰でも利用できる災害関連情報の提供、既存システムとの融合といった点を重視して整備し、活用を図っていく。

そのほか、衛星通信専用発電機の設置、通信機器の固定、免震床の整備等、通信機器の安全対策やコンピューター等の情報機器の安全対策を講じた。

(2) 県域及び地域における防災・安全拠点の整備

県庁が被災し災害対策本部が設置できない場合、その代替機能を果たすとともに、県域レベルで災害時の要員・物資等の輸送拠点、資機材等の備蓄拠点として、また、県内外の災害対策要員の集結・待機・出動の拠点としての機能を有する県立防災センター（仮称）や総合防災公園の一体的な整備に向けて検討を進めるとともに、防災に関する国際的な研究、人材育成などの拠点となる国際防災センター（仮称）の設置についても検討している。

この他にも、被災地外から被災地への要員、物資の輸送拠点となる広域防災拠点を陸海空のアクセスにも配慮して分散的に整備することとし、その機能や配置等について、広域防災拠点等整備推進協議会において検討を進めている。

さらに、河川や道路を軸とした広域防災帯により分割可能な単位で、災害時にきめ細かな救援・救助活動などを推進するとともに避難場所ともなる地域防災拠点を設けるほか、地域の自立的な防災機能を強化するため、面的整備事業等を活用して、公園、地域医療施設、学校、コミュニティセンター等が配置されたコミュニティ防災拠点の整備を促進する。

そのほか臨海部においては緑地・広場を整備し、耐震強化岸壁と併せ非常時には救助・救援や物資・旅客運送のできる防災拠点を整備する。

(3) 消防設備・防災資機材の充実

ア 消防設備

火災が同時に多発した場合を想定し、その延焼防止に資するため、耐震性貯水槽をはじめ多様な水源を活用した防火用水の確保に努めるとともに、災害時の飲料水の供給源としても活用を図る。

また、海水を利用できる大型動力ポンプ付消防自動車の整備を進めているほか、避難経路等も念頭に置いて、都市不燃化の推進を図る。

イ 防災資機材

倒壊家屋等での捜索・救出等を迅速に進めるため、警察、消防、自衛隊、海上保安庁等の救出用資機材等の充実を図る。

(4) 地震防災緊急事業五箇年計画等の推進

地震防災対策の強化を図るため、地震防災緊急事業五箇年計画の作成とこれに基づく国の財政上の特別措置等について定めた「地震防災対策特別措置法」が7月18日に施行された。そこで地震防災上緊急に整備すべき施設等に関するものについて、可能な限り平成8年度を初年度とする地震防災緊急事業五箇年計画に盛り込みその整備を推進する。

加えて、自治省が平成7年度に創設した緊急防災基盤整備事業を活用し、平成12年度までの5年間を対象とした緊急防災基盤整備事業計画を作成することにより、公共施設等の耐震化や防災基盤の整備などを推進する。

3 迅速な災害応急活動体制の確立

今回の地震により、多くの職員が居住する地域では交通網がことごとく切断され、電話連絡も困難な状況になった。また、職員自身が被災するなど、初動時に必要な人員の確保は困難を極めた。

また、今回のような震災に迅速、的確に対応するためには、行政、消防、警察、自衛隊、医療機関等関係機関が連携し、一体となって応急対策を推進することが必要であるが、これまでこれほどの大

規模な災害の経験がなかったこともあって、お互いの連絡調整が十分でなかったり、協力体制の構築に時間を要するといった面も見られた。

さらに、近畿圏では、平素から近畿府県災害対策協議会を組織し、情報交換や緊急の場合の災害備蓄物資等の相互協力について検討していたことから、防災担当職員の緊急派遣、防災ヘリコプターの応援、緊急救援物資等の搬送等の協力を得たが、近畿ブロックにおいて、府県をまたがる大規模災害に対する広域的な連携体制の構築にまでは至っていなかったことから、必ずしも円滑に進んだわけではない。

こうした教訓を踏まえ、県その他の防災関係機関において、特に災害発生時に、防災施設や防災システムを円滑に活用できるよう、職員の防災意識や災害対応力の向上、初動体制の確立等を図る。

また、自然災害はもとより、大規模な事故災害や社会的不安をもたらす大事件などの緊急事態に対して危機管理体制の充実強化を図り、被害を最小限に止め、また、県としての的確な対応を進めるための24時間体制のトップマネジメント機能の確立を図る。

さらに、国、県、市町をはじめ、防災関係機関・団体の縦横の連携体制を一層強化する。

(1) 迅速、的確な初動体制の確立

防災関係機関において、緊急時に迅速、的確に対応するための体制を強化する必要があり、特に県においては、既に、消防防災課（3名）及び審議員（1名）による24時間当直体制を実施しているほか、災害対策本部員を対象とした携帯電話の携行や確実な参集手段の確保、本庁課長等の幹部職員（160人）のポケットベルの携行といった措置を講じた。

(2) 職員の動員体制の確保

県災害対策本部の組織、業務、配備体制、要員の確保手段、地方本部との役割分担等について再検討するほか、自主参集基準についても一層明確にして、その周知徹底を図る。そのため、県防災体制整備検討委員会を設置し、県庁本部機能の確保、情報収集・提供等、県職員の配備体制の整備、地方機関の役割の明確化、職員の防災意識の高揚という5つの主要課題について検討を進めている。

(3) 職員の防災意識の高揚と災害への対応力の向上

災害発生時の役割の徹底、研修、訓練の実施等により職員の防災・危機管理意識の高揚を図っており、災害時の心がけや連絡先等を簡潔にまとめた災害対策カードを全職員に配布した。

また、災害の種類に応じて、災害発生時の対応方法を簡潔に整理した防災マニュアルの作成を進めるほか、時系列で具体的な対策の流れを整理することを検討する。

特に地震災害の場合、想定地震に応じた地域ごとの防災体制についても検討する。

さらに、さまざまな想定で防災訓練を実施することにより、防災マネジメント機能を検証することとし、既に、余震を想定した訓練や二次災害を想定した訓練を実施した。

(4) 関係機関等の連携促進

ア 関係機関の連携強化

消防、警察、自衛隊、海上保安庁等による救命救助や行方不明者の捜索、ヘリコプターの運用医療機関による救急医療など、災害時の活動を迅速かつ円滑に推進できるよう、ホットライン等通信網の整備や日常の情報連絡の緊密化に努めるとともに、防災訓練などを通して連携強化を図る。なお、警察とは、新たに県（消防防災課）への職員2名の派遣等、通常業務を通しての連携も強化しているところである。

また災害発生時には、救助活動等の情報を整理、統合できるよう関係機関による調整を図る。

さらに、道路管理者と交通管理者との連携による円滑な交通輸送の確保、県、警察等と交通機関、ライフライン関係機関との情報連絡体制の強化や公園管理者と防災施設管理者との緊密な連携の確保を図る。

イ 広域防災体制の確立

近畿圏域での合同防災訓練の実施や被災県の依頼を待たずに自主的に出動するケースも想定した広域応援協定の締結など関係府県の連携強化を図っている。11月25日には滋賀県内で初めての近畿府県合同防災訓練を開催し、約6万人が参加したほか、広域応援協定についても、平成8年2月20日に締結した。

また、平成7年6月の近畿ブロック知事会議で、近畿圏域の広域防災に係る組織の設置検討を行うことが決まり、兵庫県で近畿府県の防災担当課長会議を3回にわたって開催するなど、検討を進めている。

ウ 県と市町との協力体制の強化

市町における情報収集体制やホットライン等市町との情報連絡体制を強化するとともに、避難対策や食料供給、物資調達等の役割分担と協力関係の明確化を図る。

また、県民局と市町との連携を緊密化するほか、市町間においても、消防や救急業務にとどまらず周辺市町等との連携強化を促進する。

エ 関係団体、業界等との連携強化

大量の人的、物的手段を確保した応急対策を迅速に推進するため、緊急人命救助活動のための障害物除去業務、食料や生活物資の確保業務、交通規制や避難所の警備業務への従事など、可能な限り関係団体や業界等との協力関係の強化を図ることとし、協議を進めている。

4 災害応急対策への備えの充実

今回の震災では、避難住民が約30万人にも及び、避難生活が長期にわたって続くという事態となった。そのため、避難場所、飲料水、食料、毛布、仮設トイレ等、早期にかつ大量に確保する必要に迫られ、地域防災計画に基づき、国、地方自治体、関係機関等の協力を得ながら、鋭意取り組みを進めたが、その過程で例えば医療の問題では、被災により診療不能となった医療施設が少なくなかったほか、医療従事者の不足に加えて停電、断水等のため、高度医療機器が使用できないといった問題が生

じたのをはじめ、避難・救護対策上のさまざまな課題も明らかになった。

また、今回の震災では、多くのボランティアが駆けつけ、医療、巡回相談、緊急給水、炊き出し、物資搬送、清掃、高齢者・身体障害者介助等各分野で献身的に活動を行った。このことは、共に生きるということを中心に“こころ豊かな兵庫”の実現をめざしてきた県政の理念が、多くの人と共有し合える思いであることを改めて確認できるなど成果も大きかったが、130万人を超えるボランティアの参加は初めてのことであり、これらをうまくコーディネートする仕組みが十分ではなかった。

さらに、今回の震災では、国内はもとより海外からも、スイス救助犬、フランス災害救助特別部隊イギリス国際救助隊等の人的支援、あるいは水、毛布、テント、義援金等の物的支援が多く寄せられた。しかし、救助現場では、救助隊に対する知識や情報の不足、経験の違い等から、必ずしも円滑にはいかない点もみられた。

こうした教訓を踏まえ、災害救援専門ボランティアの組織化とその支援システムや防災に関する国際協力・支援の仕組みについて検討する。

また、今回の震災と同規模もしくはそれ以上の被害や多数の避難者にも対応できるよう、救援・救護に係る各種のシステムを見直す。

(1) ボランティアとの連携、支援の推進

医療、巡回相談、炊き出し、物資搬送、清掃、高齢者・身体障害者介助、建築物の危険度判定など、ボランティアの需要把握や、大量のボランティアを受入れ、コーディネートすることができるシステムについて、新しいボランティア活動支援システム検討委員会を設置し、その中でボランティア活動への参加を促進するための条件整備、行政のボランティア活動への支援方策の検討を進めている。

また、今回の震災における史上空前ともいえるボランティア活動の高まりを引き続き維持、発展させるとともに、国内外から寄せられたボランティアの支援に対して、末永く感謝、返礼していくため、県内外で大規模災害等が発生した際、緊急に救援活動に赴く兵庫県災害救援専門ボランティア（「HEART-PHOENIX」——ひょうご・フェニックス救援隊）の登録・派遣制度を創設することにした。

10月中旬から下旬にかけて、救急・救助、医療、介護、建物判定、ボランティア・コーディネーター、輸送の6分野について募集を行ったところ、約1,400件に及ぶ応募があった。応募者に対しては、共通研修、専門研修を実施したうえで、登録を行い、震災から1年後の平成8年1月17日に発足した。

(2) 国際協力・支援の推進

阪神・淡路大震災時の受入れ実態を踏まえ、外務省等関係機関とも協議しつつ、海外からの救助物資や救助隊等の受入れを効果的に実施するための問題点の整理や改善方法を検討するとともに、今次震災の教訓を生かし、海外における災害発生の際の支援についても、相手方のニーズに対応し

た迅速・適切な支援が実施できるよう、そのあり方について検討をしている。

(3) 災害情報等の提供体制の強化

幅広い情報提供能力をもつ報道機関への情報提供体制を再整備するとともに、総合的な広報体制や相談窓口機能を整備する。

また、FM放送やパソコン通信等を積極的に活用するほか、市町と連携して避難所等へのきめ細かな情報提供を図る。

(4) 救援・救護活動等の円滑化

ア 避難

阪神・淡路大震災で実施した救護対策現地本部や避難所緊急パトロールの経験を踏まえ、多数の避難住民を想定した対策を講じる。

そのため、市町を中心に具体的な避難場所を見直すとともに、避難所の責任体制を明確にし、避難住民の状況の把握や円滑な運営のためのマニュアルを作成する。また、物資の備蓄、仮設トイレの確保等についても検討するなど、避難住民のニーズ等を把握し的確な対応を図る必要がある。

イ 食料及び水の供給、物資調達

食料、水や物資について、市町をはじめ各行政機関の役割分担や備蓄の量、種類、方法、場所仕分け、輸送体制、経路等のほか、需要の把握の方法や供給のシステム、広域的な物資確保方策などを検討し、備蓄のあり方を明確にする。

ウ 住宅

仮設住宅の大量の需要を想定した対策とともに、住宅の被災状況について短期間に大量の調査が可能になるよう、被災建築物の応急危険度判定士の養成を進めているほか、住宅に関する相談について、総合住宅相談所を開設し、体制を整備した。

エ 災害救急医療

現行の救急医療システムを充実し、これをベースに災害時にも対応できるよう災害医療情報の収集、提供、医療機関や搬送機関への指令、高度救命救急医療の提供、救急患者の円滑な搬送、医療マンパワーの受け入れや派遣システム、医薬品の備蓄など、大災害にも対応しうる災害救急医療システムを構築するとともに、その中核施設として、全県的に対応しうる災害医療センターの整備を図るという災害医療システム検討委員会の提言を受けて、救急医療協議会及び災害医療センター基本計画策定部会の中で具体化の検討を行っている。

オ 保健

被災に伴う健康障害を予防し、健康な生活が送れるよう、多数の避難住民を想定した防疫、生活環境整備、心身両面の健康相談等の保健対策を講じるとともに、マンパワーの受け入れ、派遣システムを整備する。

また、PTSD対策等、被災者のこころのケア事業や防疫薬剤の供給管理システム、愛玩動物の収容システムなどについても検討する。

カ 生活救援

災害援護金、救護資金の支給、貸付を早期に実施できるよう、市町を中心に家屋被害の確認を迅速、確実に処理できる体制を検討する必要がある。

また、災害によっては、雇用の確保対策、金融機関や医療機関等の特例措置なども実施する必要がある。

キ ライフライン

機能停止時の広域的なバックアップシステムなど代替手段の早期確立、復旧支援ネットワーク体制、関係機関から行政及び県民への情報伝達の仕組み等の整備を図る。

水道の整備にあたっては、基幹施設や主要管路の耐震化に努め、耐震性常時通水型貯水槽の設置など給水拠点を確保するとともに、広域的水道水供給運用システムを構築する。また、下水道については、県下水道復興計画検討委員会において、施設の耐震性の強化、施設のネットワーク化による危険分散、早期復旧を支援する体制づくりなど、地震に強い下水道や都市防災に貢献する下水道のあり方について検討し、平成8年3月には、成果としてまとめ、その実現を図っていく。

ク 廃棄物

ガレキの処理方法のマニュアル化、処分場や交通アクセスの確保、広域処理体制の構築等を図ることにより、迅速な処理方策を講じる。

また建物解体工事等に伴う環境汚染の防止及び労働災害防止のための指導を行う必要がある。

さらに、災害に伴って滞るごみ・し尿の適切な処理についても検討する。

ケ 交通・輸送

緊急時における臨時ヘリポートの配置計画について、交通結節点等アクセス面を含めて見直しを行い、搬送体制の確立等を図る。また、鉄道、道路、港湾等の速やかな復旧システムや代替輸送対策のほか、救助活動のための交通ルートや物資等の緊急輸送ルートの確保対策などについて検討し、ルートの具体的な設定を進めている。

コ 教育

災害時における学校の果たす役割を明確にし、防災機能の整備を図るとともに、学校本来の教育機能が失われることのないよう、そのあり方について検討する必要がある。

そのため、県防災教育検討委員会を設置し検討を行った結果、災害時における学校が果たす役割と防災機能の強化、学校における防災教育の充実、心の健康管理についての提言がまとまったことから、今後、その内容に基づき、具体化を図る。

サ 危険物

断水による危険物施設の保安設備の機能低下等に対処するため、非常時対応マニュアルの再検討を進めている。

(5) 二次災害防止対策の強化

大地震の際の斜面崩壊や港湾施設の損傷等によって、風水害が発生しやすくなることがあるほか工場等からの有害物質等の漏出による環境汚染が予想されるため、こうした二次災害への対応策を強化する。

今回、特に出水期を控え、六甲山地の土砂災害の発生が懸念されたことから、国、県、市町で構成する総合土砂災害対策推進連絡会を設置し、土砂災害危険箇所の住民への周知、土石流災害予想区域図の配布、土砂災害に対する警戒、避難を検討する基準の設定、雨量計等の増設などの対策を推進した。また、宅地についても、宅地防災工事助成制度を創設するなど、対策を推進している。

5 県民参加による地域防災力の向上

今回の震災では、災害に的確に対処するには、防災関係機関のみならず、関係団体や県民が「自らの生命は自ら守る」という防災の原点に立って、防災意識を高めるとともに、積極的に救援・救護活動に参画する仕組みをつくる必要があると痛感した。

そのため、防災に関する学習や自主防災組織の育成等を通じて、地域や家庭における生活文化としての防災意識を育み、これに根ざしたネットワーク型の防災コミュニティの形成を促進する。

(1) 防災に関する学習等の充実

県民の防災意識の普及、高揚や指導者の育成を図るため、市町等防災関係機関や教育機関等とも連携を密にし、地域の実情にそった防災学習や各種啓発活動を推進する。

(2) 自主防災組織等の育成

自らの生命は自ら守るということを基本に、平時から地域、家庭、職場等での防災への積極的な取り組みを促進するとともに、自主防災組織などの自主的、実践的な活動を支援し、その組織化促進とネットワークづくりや消防団との連携強化を図るなど、地域の防災コミュニティ意識を高める。

そのため、既に「みんなで築こう災害に強いわたしたちのまち」という自主防災組織の啓発パンフレットを作成するなど、意識啓発を進めている。

(3) 災害弱者及び外国人対策の強化

高齢者、障害者などについて、行政はもとよりコミュニティレベルでも日頃からその把握に努めるとともに、情報伝達や避難誘導の手順を準備することにより、災害発生時の迅速な対応を図るとともに、社会福祉施設等の緊急保護体制を確立するなど社会福祉施設の災害への対応強化を図る。

なお、平成7年5月に策定した「“すこやかひょうご” 障害者福祉プランー兵庫県障害者福祉新長期計画ー」では、災害時の障害者への対応についても盛り込んでいる。

また、外国人に対しては、日常の情報提供等を充実するとともに、災害時の情報提供、相談体制についても配慮する。

(4) 企業等の地域防災活動への参画促進

行政だけでなく、企業や各種団体等による防災力の向上、人的、物的資源の提供やボランティアへの支援等を通して、地域の防災活動の充実、強化を図る。

6 調査観測体制等の強化

災害に対して万全の備えを講じられるよう地震計、計測震度計の増設等、観測体制の強化を促進するほか、国等とも連携をとりながら防災技術等に関する調査研究体制の充実を図る。

(1) 震度情報ネットワークシステムの整備

既に、科学技術庁や気象庁において、計測震度計や加速度計の増設が進められ地震観測体制の強化が図られているが、新たに、消防庁と連携して、県内全市町に計測震度計等を整備し、震度情報ネットワークシステムを構築することにより、観測データの収集はもとより、迅速な初動体制の構築に資することとした。

(2) 活断層の調査研究の推進

有馬高槻構造線や野島断層のトレンチ調査をはじめ、国レベルで県内の主要活断層についての調査研究が進められているが、県としても、神戸・阪神地域の市街地の地盤構造を解明する「阪神地域活断層調査」を進めているほか、科学技術庁の地震調査研究交付金を活用して、山崎断層と六甲断層帯を対象に活断層の活動状況等の調査研究を推進する。

7 「防災とボランティアの日」の制定

震災の教訓を風化させることなく将来に生かすため、国レベルのメモリアルデーの制定を働きかけてきたが、災害時におけるボランティア活動や自主的な防災活動についての認識を深め、災害への備えの充実強化を図るため、12月15日の閣議において、今後、阪神・淡路大震災が起こった1月17日を「防災とボランティアの日」とし、1月15日から21日までを「防災とボランティア週間」とすることが決定された。